平成２９年（フ）第４４２４号
東京都西東京市南町３丁目６―10―106
債務者　小林　裕一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２８号
東京都葛飾区新宿１丁目22―８―302号
債務者　山室　優子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３０号
横浜市栄区飯島町1627番地　ノースバレー102号
債務者　吉津　千寿
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２４４号
神奈川県海老名市国分南２丁目17番32―508号
債務者　秋田　由理
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７３号
東京都武蔵野市関前２丁目13番11号マンションカンギン201
債務者　田澤啓次郎
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９６号
栃木県日光市板橋2060番地216
債務者　青木　正彦
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２２号
栃木県宇都宮市西川田本町２丁目14番12号
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３６５号
東京都西東京市東町２丁目９―７―103
債務者　上田　孝博
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３９０号
東京都世田谷区千歳台１丁目30―32―304
債務者　菅原　まき
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４０８号
東京都小平市美園町１丁目８―１―907
債務者　松本　弘吉
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４１４号
東京都世田谷区上野毛１丁目18―６―201
債務者　遠藤美喜子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４１８号
埼玉県川口市中青木３丁目17―15―103
債務者　菅原健一郎
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４１９号
東京都江東区辰巳１丁目５―15―706
債務者　堀田雄一郎
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８０号
静岡県藤枝市田沼２丁目２番４号　くれあーる藤枝203
債務者　丸山　重行
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０８号
静岡市清水区庵原町3650番地の10
債務者　大塩　昭子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部